

盲ろう者の高齢化に伴う対応について(報告)

1. 現状(令和3年4月時点)

- (1)登録盲ろう者 115人
 (2)施設入所者 28人
 (3)年齢区分 右図のとおり

年代	人数	割合
20代	1	1%
30代	5	4%
40代	7	6%
50代	12	11%
60代	31	27%
70代	35	30%
80代	23	20%
90代	1	1%
計	115人	100%

2. 現行制度(派遣要綱抜粋)

第5条(派遣時間等)

府は、1枚の利用券に対して、1人の通訳・介助者を派遣するものとする。ただし、1回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね1時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、1枚の利用券に対して、2人の通訳・介助者を派遣することができる。

3. 取り組み状況

年	実施内容
令和元年	・養成研修「移動介助実習」に「車いす講習」を導入。
令和2年	・盲ろう者通訳・介助者の登録調書に介護福祉士及び介護職員初任者研修(ホームヘルパー養成研修を含む)について記載する欄を追加。 ・既に登録している通訳・介助者については、随時確認。 ・派遣依頼の状況(歩行困難の程度を含む。)に応じて、これら有資格者等を優先的にコーディネート。

4. 国への確認

(以下、確認結果)

地域生活支援事業の派遣事業の目的は、あくまでも意思疎通支援を行うことであるため、身体介護のみを行う盲ろう者通訳・介助員の派遣は適切でなく、認められない。